

グループホーム 初音の杜
(指定認知症対応型共同生活介護事業)
(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業)
運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人一誠会が設置運営するグループホーム初音の杜（以下「事業所」という。）が行う、地域密着型サービスの指定認知症対応型共同生活介護および指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、よって事業所の管理者、計画作成担当者および介護職員等（以下「職員」という。）が、要介護状態または要支援状態（ただし、要支援2の認定を受けた者に限る。以下同じ。）にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護および指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「サービス」という。）を提供することを目的とする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、認知症によって自立した生活を営むことが困難になった利用者に対し、家庭的な環境と地域住民との交流のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活のなかで心身の機能訓練を行うことにより、利用者が安心と尊厳のある生活をその有する能力に応じ、可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(サービスの方針)

第3条 事業所が提供するサービスは、社会福祉法、介護保険法、厚生労働省令、大臣告示等に定める制度の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 事業所がサービスを提供するにあたっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、それぞれが日常生活上の役割をもち、家庭的な環境のもとで、できるだけ自立して日々を過すことができるよう配慮する。
- 3 事業所が提供するサービスは人生の終末を迎えるに当たっての看取り介護を含むものであり、その具体的手順は別に定める「看取り介護に関する指針」によることとする。
- 4 事業所がサービスを提供するにあたっては、懇切丁寧に行うことを目指す。
- 5 事業所がサービスを提供するに当たっては、利用者および家族等（以下「利用者等」という。）に対し、サービスの内容および提供方法について分かりやすく説明する。
- 6 事業所がサービスを提供するにあたっては、地元八王子市、関係する地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所、並びに地域の保健・医療・福祉サービス事業者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 7 事業所がサービスを提供するにあたっては、適切な介護技術をもって提供することとし、常に提供したサービスの質の管理および評価を行う。
- 8 事業者がサービスを提供するにあたっては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の

ため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

9 事業者がサービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム 初音の杜
- (2) 所在地 八王子市宮下町988番地

(職員)

第5条 事業所には次の職員を配置し、その員数は別表1「職員配置表」のとおりとする。

- (1) 管理者
- (2) 計画作成担当者
- (3) 介護職員

2 前項に定めるほか、必要な職員を置くことができる。

(職務)

第6条 各職種職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業及び職員等の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者は、利用者に適切なサービスを提供できるように、認知症対応型共同生活介護計画および介護予防認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という。)を作成するとともに、家族との連絡、連携する福祉施設および医療機関等との調整を行う。
- (3) 介護職員は、介護計画に基づき、サービスの提供にあたる。

(利用定員)

第7条 利用者定員は、1ユニット9人、2ユニットで計18名とする。

(介護計画の作成等)

第8条 利用者のサービス開始に際し、利用者の心身の状態、意向及びその置かれている環境、並びに家族の状況等を把握し、関係職員と協議のうえ、援助目標、その目標を達成するためのサービスの内容等を記載した介護計画を作成する。

- 2 介護計画は、関係職員及び利用者等が参加するカンファレンスに基づいて作成又は変更することとし、その内容について利用者等の同意を得ることとする。
- 3 介護計画の作成にあたっては、地域社会や同好の人たちとの活動に参加する等により、利用者に適した多様な生活ができるよう努めることとする。
- 4 利用者には介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、その実施状況について常に評価を行う。

- 5 介護計画の作成後においても、常にその実施状況及び利用者の態様の変化等の把握を行い、必要に応じて介護計画を変更する。
- 6 介護計画を作成又は変更した場合は、その介護計画を速やかに利用者に交付する。
- 7 介護計画のサービス目標とサービス内容、その実施状況と実施の評価について、利用者等に説明するとともに、記録する。

(短期利用共同生活介護)

第9条 当事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(利用料等)

第10条 事業所が提供するサービスの利用料は、介護保険法に基づき厚生労働大臣が定める基準（大臣告示、地域密着型サービスの運営基準等）によるものとし、介護サービス給付費の負担割合相当額、並びに居室料、食材料費、光熱水費及び共益費その他所定の日用品費を合計した額とする。

なお、介護サービス給付費について、法定代理受領サービスでない場合の利用料は、介護報酬の告示の額とする。

- 2 前第1項の各サービスの費用は、別紙2「利用料金表」の定めるところによる。
- 3 利用料は暦月によることとし、月額利用料を翌月末日までに支払うものとする。
入居又は退居等に伴い1か月に満たない入居月の場合は、各サービスについて利用日数又は日割り計算等の所定の方法で算定する。
- 4 利用料の支払いは、口座振替又は振込み又は現金のいずれかの方法による。
- 5 利用料の支払いを受けたときは、事業所は介護サービス費とその他の費用を個別に区分して記載した領収書を交付する。

(利用資格および利用にあたっての留意事項)

第11条 サービスの対象者は、入居申請の時点で継続して3か月以上八王子市に居住する者であること。（なお、詳細は「八王子市地域密着サービスの区域外指定及び利用

に関する要綱」によるものとする。」) また、要介護又は要支援 2 の認定を受けた者で、認知症の状態にあり、かつ少人数による共同生活を営むことに支障がないこととする。

ただし、次のいずれにも該当しないこととする。

- (1) 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合。
- (2) 認知症に伴う著しい異常な行動がある場合。
- (3) 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある場合。

2 利用申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、入居申込者が認知症の状態にあることの確認を行う。

3 利用者の状態が変化し、第 1 項の規定に該当しなくなる等でサービスの提供が困難と認められる場合には、退居していただく場合がある。この場合は適切な介護保険施設又は医療機関を紹介する等、必要な措置を講じるよう努める。

4 退居に際しては、利用者等の意向を踏まえたうえで、他のサービス提供事業所又は医療機関等と協議し、介護の継続性が維持されるよう、必要な援助に努めることとする。

5 短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(利用時の説明)

第 12 条 利用にあたっては、あらかじめ利用申込者及び身元引受人等に、この運営規程の概要、職員の勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明し、同意を得たうえで利用契約を締結する。

(秘密の保持及び個人情報の管理)

第 13 条 事業所は、業務上知りえた利用者等に関する個人情報及び業務上の秘密事項について、利用者又は第三者の生命、身体等に危険をおよぼす等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官公庁の指示による場合、又は別に定める「個人情報提供同意書」により同意がある場合に限り、第三者に開示することができる。それ以外の場合は、契約継続中及び契約終了後においても、第三者に対して秘匿するものとする。

2 職員は、業務上知りえた利用者等の秘密を保持しなければならない。職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持するものとする。

3 本条の規定によるほか、個人情報については、事業所は別に定める個人情報保護規程等に基づき、適正かつ適切に取り扱うものとする。

(相談・苦情対応)

第 14 条 苦情、要望の窓口は計画作成担当者とし、サービス等に関する利用者等の要望、苦情等に迅速、適切に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

3 事業所は利用者からの苦情、要望等の解決について、本条によるほか、別に定める「苦情解決に関する指針」の定めるところにより処理する。

(事故処理)

- 第15条 事業所は、サービス提供に際し利用者に事故が発生した場合には、速やかに適切な措置を講じるとともに、利用者の家族、関係する区市町村等に連絡する。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
 - 3 発生した事故につき、事業所に賠償すべき責任がある場合には、事業所は速やかに損害賠償を行う。
 - 4 事故の処理及び予防について、本条によるほか、別に定める「リスクマネジメントに関する指針」の定めるところにより処理する。

(緊急時における対応策)

- 第16条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた場合は、状況に応じた救急処置、主治医又は協力医療機関による処置、家族に報告すること等、適切な措置を講ずる。

(衛生管理)

- 第17条 サービスを提供するのに必要な設備、備品等諸物品、飲料水等については、清潔を保持し、所定の検査を行い、常に衛生管理に留意する。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(非常災害対策)

- 第18条 事業所は災害に備えるため、別に定める消防計画を遵守し、防災設備を常に整備する。
- 2 防火管理者の配置、防災訓練の実施は次による。

防火責任者	偕楽園ホームの防火管理者とする。
防災訓練	月1回実施する。
 - 3 利用者は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、職員に事態の発生を知らせる。

(身体拘束の禁止)

- 第19条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体

拘束等」という。)を行わない。

- 2 前項の規定による緊急止むを得ない身体拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明し、同意を得た場合に、その条件、態様と期間内においてのみ行うことができる。
- 3 前各項の規定による身体拘束等を行う場合には、その態様、時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。
- 4 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待等の禁止)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(運営推進会議)

第21条 関係者に開かれた運営および地域に密着したサービスを行うことで利用者サービスの向上に資する趣旨で、事業所に運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議の設置及び運営に関する事項は、別に運営推進会議規程で定める。

(業務継続計画の策定等)

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務活動計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 事業所は、個人情報及び業務の正常な運営を阻害する等、守秘すべき事項を除き、掲示、資料提供、説明会、情報紙、ホームページ等により、情報開示に努める。

- 2 事業所は、職員資質及び組織運営の向上を図るため、採用時及び現任、並びに職場内及び外部等での各種研修の機会を設け、また業務の執行体制を検証・整備する。
- 3 事業所は、運営及びサービスに関する記録を整理し、別に定める文書保存規程により保存・管理する。
- 4 事業及びサービス全般について、母体である偕楽園ホーム及び併設のデイサービスセンター初音の杜と連携を図り、併設のメリットを発揮することとする。
- 5 事業所は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 6 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(委任)

第24条 この規程の施行上必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 7月 1日から施行する。

別表 1 (第 5 条)

職員配置表

職員は次の表の人員を配置する。

区分	ユニット 1	ユニット 2
管理者		1
計画作成担当者	1	1
介護職員	7 以上	7 以上

※ 1 夜勤はユニットごとに行う。

別表 2 (第10条)

令和5年4月1日

グループホーム初音の杜 利用料金表

1. 認知症対応型共同生活介護サービス 基本分自己負担額（一日あたり）

地区別単価：1単位=10.68円

(1) 介護度別負担額

要介護度別	単位数	利用料 介護給付費	自己負担額 (1割負担)
要支援 2	748	7,189	799
要介護 1	752	7,228	803
要介護 2	787	7,564	841
要介護 3	811	7,795	866
要介護 4	827	7,949	883
要介護 5	844	8,112	901

要介護度別	単位数	利用料 介護給付費	自己負担額 (2割負担)
要支援 2	748	6,390	1,598
要介護 1	752	6,425	1,606
要介護 2	787	6,724	1,681
要介護 3	811	6,929	1,732
要介護 4	827	7,065	1,766
要介護 5	844	7,211	1,803

要介護度別	単位数	利用料 介護給付費	自己負担額 (3割負担)
要支援 2	748	5,592	2,397
要介護 1	752	5,621	2,409
要介護 2	787	5,883	2,522
要介護 3	811	6,063	2,598
要介護 4	827	6,182	2,650
要介護 5	844	6,309	2,704

(2) 加算

	単位数	利用料 介護給付費	自己負担額
医療連携体制加算 I	39	374	42
サービス提供体制加算 II	18	173	19
口腔衛生管理加算（月）	30	288	32
栄養管理体制加算（月）	30	288	32
認知症専門ケア加算 I	3	28	3
夜間支援体制加算	25	240	27
科学的介護推進体制加算（月）	40	384	43
栄養スクリーニング（年2回）	5	48	5
※若年性認知症利用者受入加算	120	1,153	128
※生活機能向上連携加算（月）	100	961	107
※看取り介護加算当日	1,280	12,303	1,367
※看取り介護加算2-3	680	6,536	726
※看取り介護加算4-30	144	1,384	154
※看取り介護加算31-45	72	692	77
※初期加算	30	288	32
※退去時相談援助加算	400	3,844	427
介護職員処遇改善加算 I	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の11.1%に相当します。		
介護職員等特定処遇改善加算 I	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の2.3%に相当します。		
介護職員等ベースアップ等支援加算	施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の2.3%に相当します。		

※加算については別途条件が整った時の適用

(3) 介護保険給付対象外サービスの利用料(自己負担)

家賃	65,000	※1	※2
食材費	38,000	※2	
光熱水費	22,000	※1	
共益費	15,000	※1	

※1 外泊、または入院時に居室を確保している場合、費用をいただきます。

※入院中、ショートステイご利用者に居室をご利用いただく場合があります。

※2 介護保険負担限度額認定証の提示により認定証の段階に基づき減額になります。

非該当（第4段階）の場合、施設で定めた月額のとおりです。

区分	軽減後の金額 円／月	
第1段階	家賃	29,500
	食材費	3,700
第2段階	家賃	29,500
	食材費	6,400
第3段階(1)	家賃	44,200
	食材費	14,200
第3段階(2)	家賃	44,200
	食材費	35,500

(4) 入院・外泊・月途中の退所の場合の取り扱い

① 介護報酬利用者負担金

介護報酬は日額単位であり、入退院日を除く入院中の利用者負担金は算定されません。

② 家賃・光熱水費・食費・その他費用（共益費・町会費等）

ア 家賃、光熱水費、その他費用（共益費・町会費等）は入院中も月額で算定します。

入院中、ショートステイご利用者に居室をご利用いただく場合があります。

イ 食費は在所日数を日割りで算定します。

③ その他の費用

発生した実額とします。

2. 短期利用認知症対応型共同生活介護サービス 基本分自己負担額（一日あたり）

地区別単価：1単位=10.68円

(1) 介護度別負担額

要介護度別	単位数	利用料 介護給付費	自己負担額 (1割負担)
要介護 1	780	7,497	833
要介護 2	816	7,843	871
要介護 3	840	8,074	897
要介護 4	857	8,237	915
要介護 5	873	8,391	932

要介護度別	単位数	利用料 介護給付費	自己負担額 (2割負担)
要介護 1	780	6,664	1,666
要介護 2	816	6,971	1,743
要介護 3	840	7,176	1,794
要介護 4	857	7,322	1,831
要介護 5	873	7,458	1,865

要介護度別	単位数	利用料 介護給付費	自己負担額 (3割負担)
要介護 1	780	5,831	2,499
要介護 2	816	6,100	2,614
要介護 3	840	6,279	2,691
要介護 4	857	6,406	2,746
要介護 5	873	6,526	2,797

(2) 加算

	単位数	利用料 介護給付費	自己負担額
サービス提供体制加算Ⅱ	18	173	19
夜間支援体制加算Ⅱ	25	240	27
介護職員処遇改善加算Ⅰ		施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の11.1%に相当します。	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ		施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の2.3%に相当します。	
介護職員等ベースアップ等支援加算		施設利用料と各種加算で該当する加算を加えた単位数の2.3%に相当します。	

※加算については別途条件が整った時の適用

(3) 介護保険給付対象外サービスの利用料(自己負担)

家賃	2,160
食材費	1,250
光熱水費	750
共益費	500